

# 地域活動をさらに楽しみ 仲間を増やすための



## 方法

まちづくりって  
なんだろう？

地域みんなで考えたい  
けどどうしたらいい？

自治会とはどう  
違うの？

地域の困りごとについて、地域の皆さんが協力・連携して、解決に向けて活動するための仕組みとして「地域まちづくり協議会」があります。

この講座では、地域まちづくり協議会について学びながら、「住み続けたい」と思える地域の作り方を考えていきます。

お誘い合わせの上、ふるってご参加ください。

令和7年



10時～11時30分  
茂原市役所 市民室  
茂原市道表1番地



講師

あづま こうじ  
東 浩司 氏

株式会社ソラーレ 代表

対象

自治会、社会福祉協議会、PTA、  
育成会、長寿クラブ、民生委員、  
青少年相談員、消防団など、  
地域におけるまちづくりに取り組  
んでいる方、関心をお持ちの方

定員

60名(先着順) 入場無料

申込

下記 QR コードによる申し込み、また  
は電話、FAX、メールにて、①氏名  
②電話番号 ③所属団体名(なけれ  
ば不要)をお伝えください。

プログラム

- ・講演
- ・参加者によるワークショップ

申込締切 1月14日(火)



【申込・問合せ】 茂原市役所生活課市民活動支援センター  
電話 0475-20-1505 ファクス 0475-20-1600  
メール seikatu@city.mobara.chiba.jp

## 講師紹介

### 東浩司氏 株式会社ソーラーレ 代表

1971年生。神奈川県逗子市在住。大阪大学卒、立教大学大学院修了（社会デザイン学）。6回の転職を経て研修講師で独立し、数多くの企業や自治体等で講演セミナーを行う。又、前・逗子市市民協働コーディネーターとして地域活動を支援し、住民自治協議会の立ち上げに関わった経験がある。父親の育児支援を行うNPOで精力的に活動し、‘イクメン’を流行らせた立役者の一人でもある。編著に『新しいパパの教科書』（学研）他。

## 地域まちづくり協議会とは

人口減少・少子高齢時代を迎える中、地域の皆さんが協力・連携し、地域の身近な課題や問題について話し合い、解決に向けて活動するための仕組みとして、「地域まちづくり協議会」を設置することができます（まちづくり条例第17条第1項）。

「地域まちづくり協議会」は、一定のまとまりのある範囲（小学校区程度を想定）において、地域の市民の皆さんや、自治会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、PTA、子ども会、長寿クラブ、ボランティア団体やNPO法人、事業者など、地域で活動するさまざまな主体が集まり、話し合いながら、自主的・主体的に設置されます。



※上図に示した担い手等は一例であり、地域まちづくり協議会の構成員はそれぞれの地域によって異なります